

# 印紙税:2022年7月1日より新法施行

2022年9月  
第17号

## 概要

「中華人民共和国印紙税法」(以下、「印紙税法」)が、2022年7月1日より施行されました。従来の中華人民共和国印紙税暫定条例(以下、「暫定条例」と比較し、印紙税法では現行税制の枠組みを概ね維持しつつ、税率及び税目を簡略化し、印紙税における優遇措置、徴収管理に関する規定が整備されました。

印紙税法施行に伴い、中華人民共和国財政部(以下、「財政部」)、国家税務総局(以下、「税務総局」)は2022年6月に、「印紙税のいくつかの事項に係る政策理由に関する公告」(財政部、税務総局公告[2022]22号、以下、「22号公告」)、「印紙税法実施後に係る優遇政策関連問題に関する公告」(財政部、税務総局公告[2022]23号、以下、「23号公告」)及び「『中華人民共和国印紙税法』実施等に係る事項に関する公告」(税務総局公告[2022]14号、以下、「14号公告」)を公布しました。企業の取引形態は多岐にわたり契約数も多いことから、契約分類及び印紙税のコンプライアンス管理が企業における長年の課題でしたが、上記一連の公告により、実務上の取り扱いを細分化し、徴税管理に関する事項が明記されたことで、過去の政策における一部の問題点が解決されました。

本稿では、上記公告の概要及び印紙税法がもたらす中国国内外企業への影響を解説するとともに、実務における印紙税の取り扱いについて共有します。

## 詳細

### 1. 中国国外で書面にて締結される契約の取り扱い

暫定条例では、当該条例に記載される課税文書を中国国内で作成、受領する組織又は個人が、印紙税を納付するものと規定しています。また、中国国内又は国外で文書を作成したか否かに関わらず、中国国内において法的効力を有し、中国の法律の保護を受ける条例に列挙された文書である限り、印紙税を納付しなければならないとしています。これまで、中国国外で書面にて締結された契約について、「中国国内において法的効力を有し、中国の法律が適用される」状況をどのように判断するかは明確に定められていませんでしたが、印紙税法では、中国国外で書面にて締結された契約に係る印紙税納付基準が改訂されました。印紙税法によると、中国国内で使用される課税文書を中国国外で作成する組織又は個人が、関連規定に準拠して印紙税を納付しなければならないとしています。また、22号公告では、「中国国内で使用される課税文書を中国国外で作成する」ことについて、詳細を下記のように種類ごとに明確にしています。

## 中国国外で作成され中国国内で使用する課税文書の事例

課税文書の対象	該当条件
不動産	当該不動産が中国国内に位置する場合
持分譲渡	当該持分が中国居住者企業の持分である場合
動産又は商標専用権、著作権、特許権、技術使用权	売手又は買手が中国国内にいる場合(但し、中国国外の組織又は個人から、中国国内の組織又は個人に、「完全に中国国外で使用される」動産、商標専用権、著作権、特許権、技術使用权を販売する場合は該当しない)
課税対象となるサービス	サービスの提供者又は受領者が中国国内にいる(但し、中国国外の組織又は個人から、中国国内の組織又は個人に、「完全に中国国外で発生する」サービスを提供する場合は該当しない)

## 不動産賃貸又は販売

不動産が対象の課税契約について、当該不動産が中国国内にある限り、当該契約は「中国国内で使用される」とみなされます。契約者双方は中国国内企業であるかどうかに関わらず、印紙税を納付する必要があります。

## 中国非居住者企業による持分譲渡

中国非居住者企業が中国国外で持分譲渡契約を書面にて締結した場合においても、当該持分が中国居住者企業の持分であれば、課税文書を締結する契約者双方(中国非居住者企業である譲渡人及び譲受人)は印紙税を納付する必要があります。中国非居住者企業が中国国内に代理人を有する場合、当該代理人が中国非居住者企業に代わり源泉徴収を行います。例えば、持分譲渡契約の譲受人が中国国内の関係企業である場合、当該中国国内企業が代理人として中国非居住者企業の印紙税を納付することが可能です。中国国内に代理人を有しない場合、中国非居住者企業が印紙税を自己申告することになります。14号公告によると、中国非居住者企業は資産引渡地又は中国国内で書面にて契約を締結した契約当事者の所在地のいずれかを選択し、主管税務当局へ印紙税を申告し納付することが可能です。なお、中国非居住者企業が中国国外で中国国外企業の持分譲渡契約を締結し、間接的に中国国内企業の持分を譲渡する場合、中国の企業所得税を納付すべき場合があるものの、契約の対象は中国居住者企業の持分ではないため、契約者双方ともに印紙税を納付する必要はありません。

## クロスボーダーサービスの提供又は動産及び無形資産の販売

22号公告は増徴税法の方針を基に、課税対象となるクロスボーダーサービスの提供に関する契約、又は動産及び印紙税法が定める一部の無形資産の販売に関する契約について、売手又は買手が中国国内にいる場合、当該契約を「中国国内で使用される」とみなします。但し、例外として、中国国外の組織又は個人が中国国内の組織又は個人に「完全に中国国外で使用される」動産又は無形資産を販売すること、及び中国国外の組織又は個人が中国国内の組織又は個人に「完全に中国国外で発生する」サービスを提供することは、上記分類に該当しません。なお、22号公告では、「完全に中国国外で発生し使用すること」の判断基準を明確に規定していないため、実務上、主管税務当局に個別確認する必要があります。従来の暫定条例では、中国国外で書面にて締結する貨物の輸出入に関する契約に対して、印紙税を納付すべきかどうかは明確に規定されていない一方、22号公告では、中国国外で書面にて締結する貨物の輸出入に関する契約について、買手又は売手が中国国内の組織であるため、中国国内で使用される課税文書とみなされます。従い、契約者双方(契約に関わる中国国内の取引者及び中国国外の取引者)はいずれも契約の金額に基づき、印紙税を納付する必要があります。

## 2. 委託貸付契約の取り扱い

委託貸付とは、資金を提供する委託人が決定した貸付対象、金額、期限、利率、資金用途等に従い、銀行が貸付金の実行、使用管理、資金回収を行う業務を指します。委託貸付契約において、銀行は受託者として委託人との間に代理関係がある一方、委託代理契約は印紙税法で定める課税文書には当たりません。一方、銀行は形式的な貸手として借手と貸借関係を構成するため、受託者である銀行と資金の借手双方は金銭消費貸借契約を結ぶこととなり、課税文書に該当します。22号公告では、委託貸付契約の形で締結される金銭消費貸借契約について、納税義務者が受託者及び借手であり、委託人は含まれないと明記しています。当該規定は、一部の地方税務局が提示した指導意見と一致しており、例えば、既に廃止された「上海市税務局による上海市金融機関が処理する委託貸付契約の印紙税徴収問題に関する通知」(滬税地[1991]121号)が挙げられます。

グループ間のキャッシュ・プーリングについて、印紙税を納付する義務の有無、納税義務者の確定、課税根拠の確定が従来からの論点です。キャッシュ・プーリングの取り扱いは様々な形態があり、契約の締結方法も統一されていないことから、実務上は具体的な契約内容ごとに印紙税の納付義務を確認する必要があります。

## 3. 契約がない特定の文書の印紙税の納付義務

22号公告では、「売買関係を確定し、売買双方の権利及び義務を明確にする注文書、発注書等の文書は、売買契約を別途締結していない場合、関連規定に従い印紙税を納付しなければならない」と明記しています。従い、印紙税の課税文書は、名称が契約書となっている書類だけでなく、契約書がない場合の取引においても、対象となる可能性があります。注意すべき点は、注文書、発注書等の文書は「売買関係を確定し、売買双方の権利及び義務を明確にする」ものである必要があることです。従い、課税文書の範囲を売買に伴うあらゆる文書へ拡大すべきではなく、納税義務者は関連する文書が上記条件を満たすか判断しなければなりません。また、当該文書が電子契約で締結される場合(個人と電子商取引事業者との間で締結した電子取引契約は印紙税の免除が可能)、「財政部、国家税務総局による印紙税いくつかの政策に関する通知」(財政[2006]162号)に準拠し、印紙税を納付しなければなりません。

## 4. 徴税管理について

### 金額が明記されていない契約に係る印紙税額計算根拠

経済活動において、納税義務者が書面にて締結する契約書に金額が明記されておらず、実際に決済を行う際に金額が確定する場合(枠組み契約を締結してから決済を行う等)、納税義務者は契約書を締結する最初の納税申告期間に契約書の締結状況を申告し、実際に決済が行われた課税期間に対応した申告納税期間内に、実際の決済金額によって印紙税を計算、申告、納付しなければなりません。

### 課税文書の金額変更時の取り扱い

印紙税の税額計算は課税文書に記載されている金額を根拠にします。実際の決済金額と課税文書に記載された金額が一致しない場合、課税文書に記載されている金額を変更しなければ、記載されている金額を税額計算の根拠とします。課税文書に記載されている金額を変更した場合、変更金額を税額計算の根拠とすると同時に、変更金額によって税金の追納又は還付(税額控除)を行います。ここで規定された「課税文書に記載された金額を変更する」とは具体的にどのような状況を指すのか(正式な追加契約、電子メールによる確認、発注書の発行等)は、税務当局によるさらなる説明が必要と考えます。

### 増値税に関する問題

印紙税法では、課税契約の税額計算根拠は契約に記載された金額であり、契約に記載された増値税の額は含まれないと明記しています。課税文書に記載された増値税の額によって、課税文書の税額計算根拠を変更しなければならない場合、納税義務者は関連する増値税の額を調整し、課税文書の税額計算根拠を再び確定し、調整後の税額計算根拠によって税金の追納又は還付(税額控除)を行う必要があります。

## 未履行の契約に支払われた印紙税

印紙税は財産に対する行為税であり、納税義務者の特定の行為を徴収対象にする税目です。従って、契約の履行有無に関わらず、納付済の印紙税は還付及び税額控除はできません。

## 印紙税の申告

印紙税法施行後、印紙税は依然として財産に対する行為税の総合申告方法を適用しています。一部地域(北京、天津、廈門、海南省等)では中国国内、国外の組織及び個人の印紙税納税申告期限に関する地方実施細則が相次いで公布されているため、納税義務者は留意する必要があります。

---

## まとめ

印紙税法は、中国の税収に関する立法計画において 13 番目に施行した税法です。印紙税法の公布及び実施は、中国が税収及び事業運営の環境を最適化し、より有利な投資及び取引条件を作り出し、マクロ経済の安定的な運営を促進するため、税収に関する立法を加速させていることを示しています。

「中国国内で使用される課税文書を中国国外で作成する」ことについて、22号公告は契約対象、契約者双方の所在地及び契約対象の使用範囲を根拠とする判断基準を明確にしています。特に中国国外の取引者が関与する中国国外で書面にて締結される契約について、契約者双方は「中国国内で使用される」状況に該当するかどうかを改めて判断しなければなりません。契約が「中国国内で使用される」状況に該当する場合、税務コンプライアンス上のリスクを避けるため、関連規定に従い中国国内の代理人を通じて、又は企業自らが印紙税を申告する必要があります。

また 22 号公告は、印紙税の追納、還付(税額控除)についても明記しており、納税義務者は関連する追納のリスク、還付及び控除により税金を削減する可能性に引き続き留意する必要があります。

今回公布された一連の公告に付帯する規則では、依然として実務上の問題が解決されていない部分もあります。例えば、「完全に中国国外で発生、使用する」ことの判断、キャッシュアップリングの取り扱い、「課税文書に記載された金額の変更」に関する判断といった問題が挙げられます。今後、関連する問題の取り扱いについて、税務当局からさらなる明確な説明があることが期待されます。

## お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、下記の PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

黄佳  
PwC 中国税務主管パートナー  
+86 (21) 2323 3029  
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男  
PwC 中国税務市場主管パートナー  
+86 (21) 2323 2580  
spencer.chong@cn.pwc.com

陳志希  
PwC 中国北部税務主管パートナー  
+ 86 (10) 6533 2022  
rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟  
PwC 中国中部税務主管パートナー  
+86 (21) 2323 2518  
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義  
PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
PwC 中国南部税務主管パートナー  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

**PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム**は、中国本土 26 都市、香港、マカオ、台湾及びシンガポールにオフィスを設けています。チームは 3,750 名近くの税務を専門とする職員及び 200 名超のパートナーを抱えており、クライアントへ全面的な税務コンサルティング及び申告サービスを提供しています。PwC の大きな国際ネットワークを基盤として、中国税務・ビジネスコンサルティングチームは現地クライアントの税務及びビジネス上の問題に対して、安定した技術で業界指向性を備えた、実用的且つ全面的なソリューションの提供に注力しています。



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2022 年 7 月 8 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍  
電話番号: +86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

最新ビジネス問題に関するソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)又は香港のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© [2022] 普華永道商務諮詢 (上海) 有限公司 無断複製禁止。PwC の許可なく転送することは認められていません。PwC グループは PwC ネットワーク中国メンバー機構を指し、PwC ネットワークを指す場合もあります。各機構はそれぞれ独立しています。詳しくは HP をご覧ください: [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。各グループは独立しており、その他グループの行為又は不行為に責任を負いません。

# 印花税：配套政策落地 新政 7 月 1 日起实施

二零二二年九月  
第十七期

《中华人民共和国印花税法》（以下简称“印花税法”）于 2022 年 7 月 1 日生效实施。相较之前的印花税法暂行条例，印花税法总体上维持现行税制框架不变，同时简并了税率税目，完善了印花税法关于优惠待遇、征收管理等方面的规定。

为配套印花税法的实施，财政部、国家税务总局于 6 月底发布了以下公告：《关于印花税法若干事项政策执行口径的公告》（财政部、税务总局公告 [2022] 22 号，以下简称“22 号公告”）、《关于印花税法实施后有关优惠政策衔接问题的公告》（财政部、税务总局 [2022] 23 号，以下简称“23 号公告”）以及《关于实施〈中华人民共和国印花税法〉等有关事项的公告》（国家税务总局公告 [2022] 14 号，以下简称“14 号公告”）。通常企业的交易和合同众多，合同归类和印花税法合规管理一直是企业面临的难点。这些文件基于印花税法的规定，细化了具体情形的处理、明确了征收管理事项，解决了过往执行中一些争议问题。

在本期的《中国税务/商务新知》中，普华永道将结合上述公告的内容，为您解读印花税法实施后给境内外企业带来的变化，以及分享具体情形下印花税法处理。

---

## 详细内容

---

### 1. 境外书立合同的处理

原印花税法暂行条例规定，在中国境内书立、领受条例所列举凭证的单位和个人，应缴纳印花税法。原印花税法暂行条例施行细则进一步明确，无论是在中国境内或者境外书立的凭证，只要是在中国境内具有法律效力，受中国法律保护的条例所列凭证，都应缴纳印花税法。实践中，在境外书立的合同，如何判断哪些情形属于在“中国境内具有法律效力，受中国法律保护”而应在中国缴纳印花税法，一直是未明确的问题。针对境外书立的合同，印花税法修订了判定缴纳印花税法的标准。根据印花税法，在境外书立在境内使用的应税凭证的单位和个人，应当按规定缴纳印花税法。而 22 号公告进一步明确了“境外书立在境内使用的应税凭证”的具体情形：

### 境外书立在境内使用的应税凭证的具体情形

应税凭证的标的为不动产	该不动产在境内；
应税凭证的标的为股权	该股权为中国居民企业的股权；
应税凭证的标的为动产或者商标专用权、著作权、专利权、专有技术使用权	其销售方或者购买方在境内，但不包括境外单位或者个人向境内单位或者个人销售完全在境外使用的动产或者商标专用权、著作权、专利权、专有技术使用权；
应税凭证的标的为服务	其提供方或者接受方在境内，但不包括境外单位或者个人向境内单位或者个人提供完全在境外发生的服务。

- **租赁或销售不动产：**根据 22 号公告，标的为不动产的应税合同，只要该不动产位于境内，即认为该合同“在境内使用”，无论合同双方是否为境内企业，都应缴纳印花税。
- **非居民企业转让股权：**根据 22 号公告，即使非居民企业在境外书立股权转让合同，只要该股权为中国居民企业的股权，那么书立应税凭证的合同双方（即非居民企业转让方及受让方）都应缴纳印花税。非居民企业在境内有代理人的，以其境内代理人为扣缴义务人。比如，股权转让合同的受让方为境内关联方企业的，从便利性出发，可以考虑由该境内企业作为代理人为非居民企业扣缴税款。若在境内没有代理人，则由非居民企业自行申报缴纳印花税。根据 14 号公告，非居民企业可以选择向资产交付地、合同境内书立人所在地主管税务机关申报缴纳。值得一提的是，针对非居民企业在境外书立转让境外企业股权的合同，间接转让境内企业股权的情形下，即使从企业所得税角度被认为需要缴纳中国企业所得税，由于合同标的不是中国居民企业股权，合同双方无需缴纳印花税。
- **提供跨境服务或销售动产及无形资产：**22 号公告借鉴了增值税法规的思路，明确了对于提供跨境服务或销售动产及印花税法列明的部分无形资产合同，若销售方或者购买方在境内，即认为该合同“在境内使用”，除非境外单位或者个人向境内单位或者个人销售“完全在境外使用”的动产或无形资产，以及境外单位或者个人向境内单位或者个人提供“完全在境外发生”的服务。然而，22 号公告未进一步明确如何判定完全在境外发生、使用的情形，实践中需要就个案情况与主管税务机关进行沟通。值得注意的是，原印花税暂行条例下，在境外书立的进口、出口货物合同是否属于印花税法应税范围这一问题并不清晰。现 22 号公告明确了对于境外书立的进口、出口货物合同，由于购买方或销售方是境内单位，视为在境内使用的应税凭证。因此，合同双方（包括合同的境内交易方和境外交易方）均应依据合同金额缴纳印花税。

## 2. 委托贷款合同的处理

委托贷款是指由委托人提供合法来源的资金，委托银行根据委托人确定的贷款对象、用途、金额、期限、利率等代为发放、监督使用并协助收回的贷款业务。委托贷款合同中，银行作为受托人，与委托人之间为代理关系，而委托代理合同不属于印花税法正向列举的应税凭证；同时，银行作为形式上的资金出借方，与借款人之间形成了借贷关系，双方书立的合同属于应税凭证中的借款合同。基于这样的逻辑，22 号公告进一步明确采用委托贷款方式书立的借款合同纳税人，为受托人和借款人，不包括委托人。这与一些地方税局曾经给出的指导意见也相吻合，例如已废止的《上海市税务局关于本市金融系统办理的委托贷款合同征收印花税问题的通知》（沪税地〔1991〕121 号）。

集团资金池安排是否需要缴纳印花税、如何确定纳税人、应税依据如何确定是一直以来具有争议的问题。考虑到资金池安排有多种形式，合同签订的方式也不尽一致，实践中仍需根据具体合同内容才能进一步确定是否需要缴纳印花税。

## 3. 无合同的特定单据应缴纳印花税

22 号公告明确规定“企业之间书立的确定买卖关系、明确买卖双方权利义务的订单、要货单等单据，且未另外书立买卖合同的，应当按规定缴纳印花税”。因此，印花税的应税凭证不仅包括名称为合同的书面文件，在未签订合同的情况下，也可能

涵盖了交易形成的书面凭证。需注意的是，公告中提到的订单、要货单等单据必须能够“确定买卖关系、明确买卖双方权利义务”。因此，应税凭证的范围在实践中不应被扩大理解为买卖交易中产生的所有凭证，纳税人需要甄别相关凭证是否符合上述特点从而落入应税范围。另外，若该单据是以电子形式签订的（除个人与电子商务经营者订立的电子订单可免征印花税法外），根据《财政部、国家税务总局关于印花税法若干政策的通知》（财税〔2006〕162号），仍应按规定缴纳印花税法。

#### 4. 征收管理方面

- **未列明金额的合同应采用的印花税法计税依据：**经济活动中，纳税人书立合同未列明金额，需要后续实际结算时才能确定金额的情况下（如签订框架合同再后续结算的）纳税人应于书立应税合同的首个纳税申报期申报应税合同、产权转移书据书立情况，在实际结算后下一个纳税申报期，以实际结算金额计算申报缴纳印花税法。
- **应税凭证金额变更的处理：**印花税法征税依据以应税凭证所列的金额为准，若实际结算与凭证所列金额不一致，不变更应税凭证所列金额的，以所列金额为计税依据；变更应税凭证所列金额的，以变更后的所列金额为计税依据并根据调整后的计税依据相应补缴或申请退还（抵缴）。此处“变更应税凭证所列金额”具体指什么情形（是否包括正式签订补充合同、电子邮件确认、后续订单、要货单结算等）需要税务机关的进一步澄清。
- **增值税款相关问题：**印花税法明确，应税合同的计税依据，为合同所列的金额，不包括列明的增值税税款。若纳税人因应税凭证列明的增值税税款错误导致应税凭证计税依据发生变化的，纳税人应当调整相应的增值税税款，重新确定应税凭证计税依据，并根据调整后的计税依据相应补缴或申请退还（抵缴）。
- **未履行的合同不退还已缴纳的印花税法：**印花税法属于财产行为税，是以纳税人的某些特定行为为征税对象的税种。因此，即使合同未履行，已缴纳的印花税法也不予退还或抵缴税款。
- **印花税法申报：**印花税法实施后，印花税法仍采用财产行为税综合申报方式。同时我们注意到一些省市（例如北京、天津、厦门、海南省）最近也相继出台了关于境内外单位和个人印花税法纳税申报期限的地方实施细则，建议纳税人关注。

---

### 注意要点

---

印花税法是税收立法计划中第 13 部生效的税收法律。从印花税法的颁布和实施可以看出，中国正加速推进税收立法，以优化税收营商环境，创造更有利的投资、交易条件，促进宏观经济稳定运行。

对于“境外书立在境内使用”的情形，22 号公告明确了以标的对象、合同双方所在地和标的使用范围为依据的判断标准。特别对涉及境外交易方且在境外书立的合同，交易双方需要重新审视该些合同是否属于“在境内使用”的情形，若属于“在境内使用”情形，应按规定通过境内代理人扣缴或自行申报印花税法，避免税务合规风险。

此外，22 号公告也明确了印花税法多退（或抵）少补的几种情形，纳税人在合同执行过程中也应持续关注相关的补税风险和退、抵税的节税可能性。

然而，此次出台的配套规则仍未解决部分实践中的问题。例如：上文所述的如何判定“完全在境外发生、使用”、资金池安排、如何判定“变更应税凭证所列金额”等。期待未来税务机关可予以明确。

---

## 联系我们

---

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系**普华永道税务及商务咨询团队**:

黄佳  
普华永道中国税务主管合伙人  
+86 (21) 2323 3029  
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男  
普华永道中国税务市场主管合伙人  
+86 (21) 2323 2580  
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希  
普华永道中国北部税务主管合伙人  
+ 86 (10) 6533 2022  
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟  
普华永道中国中部税务主管合伙人  
+86 (21) 2323 2518  
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义  
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
普华永道中国南部税务主管合伙人  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

**普华永道税务及商务咨询团队**在中国内地 26 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 3,750 位专业税务顾问及超过 200 多位合伙人, 为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络, 我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2022 年 7 月 8 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙  
电话: +86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2022 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责